

再犯防止推進計画等検討会（平成30年度）

議事録

- 第1 日 時 平成31年2月26日（火） 自 午前10時00分
至 午後12時25分
- 第2 場 所 法務省20階会議室
- 第3 議 題 （1）法務省からの報告
（2）各省庁からの報告
（3）意見交換
- 第4 議 事 （次のとおり）

議 事

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 それでは、定刻となりましたので、ただいまから再犯防止推進計画等検討会を開催いたします。

本日は、議長の命により、法務省大臣官房政策立案総括審議官であります西山が司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本検討会の開催に当たり、議長であります平口法務副大臣から挨拶がございます。よろしく願いします。

○法務副大臣 再犯防止推進計画等検討委員会の開催に当たり、議長として一言御挨拶を申し上げます。

本検討会は、平成28年12月に成立した再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、再犯防止計画の案に掲げる事項等を検討するため、平成29年2月に設置されました。以降、9回にわたる議論を経て、再犯防止推進計画案を取りまとめていただき、同年12月に国として初めてとなる再犯防止推進計画が閣議決定いたしました。

本検討会で幅広く御議論いただいた結果、推進計画には115もの具体的施策が盛り込まれましたが、これらの施策の実施に当たっては、それぞれの分野で高度な知見をお持ちの有識者の方々から御指導をいただきながら進めていくことが必要であると考えております。

そこで、本日は、法務省を始め関係府省庁から、推進計画に盛り込まれた各施策の進捗状況等について御報告申し上げた上で、有識者の皆様から忌憚のない御意見をいただき、今後の施策の推進に当たっての参考とさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。ここで、平口法務副大臣は公務のため退席されます。

(平口法務副大臣退席)

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 それでは、会議を進めさせていただきます。

まず初めに、構成員を御紹介させていただきますが、時間の関係もございますので、関係省庁の方々につきましては、恐縮でございますが、資料1-2の構成員名簿をもって御紹介とさせていただきます。

なお、関係省庁の構成員等については、組織改編等により一部変更がございましたので、設置要綱及び構成員について一部改定を行っております。

次に、有識者の先生方につきましては、私からお一人ずつお名前を御紹介させていただきます。先生方は着座のままで結構でございます。

小畑輝海委員です。

○小畑委員 よろしく願いします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 清水義恵委員です。

○清水委員 よろしく願いします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 堂本暁子委員です。

○堂本委員 よろしく願いします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 永見光章委員です。

○永見委員 よろしく願いします。

- 法務省大臣官房政策立案総括審議官 野口義弘委員です。
- 野口委員 よろしくお願ひします。
- 法務省大臣官房政策立案総括審議官 宮田桂子委員です。
- 宮田委員 よろしくお願ひします。
- 法務省大臣官房政策立案総括審議官 村木厚子委員です。
- 村木委員 よろしくお願ひします。
- 法務省大臣官房政策立案総括審議官 和田清委員です。
- 和田委員 よろしくお願ひします。
- 法務省大臣官房政策立案総括審議官 なお、川出敏裕委員は、本日所用により御欠席でございます。

先生方、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議事に移ります。

まず、議事の（１）の法務省からの報告について、法務省大臣官房秘書課、矯正局、保護局の順に御説明いたします。

では、秘書課からお願ひいたします。

- 法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長 法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室でございます。

当室では、再犯防止施策の全体の取りまとめをさせていただいております。構成員の皆様方には、日頃から再犯防止施策の推進に御協力をいただいております。この場を借りて、改めまして厚く御礼申し上げます。

私からは、当室が中心となって、本年度に実施した主な取組について御説明いたします。

お手元の「資料２」と題するつづりの部分を御覧いただければと思います。

まず、表紙を１枚めくっていただいて、「『再犯防止推進白書』について」と書かれたポインチ絵を御覧いただければと思います。

この「再犯防止推進白書」は、再犯防止推進法に基づきまして、国会への年次報告として、本日お集まりの関係省庁の皆様方の御協力により、今回初めて作成したものでございます。

先月末に刊行した市販版を皆様のお手元にお配りしておりますが、本白書の概要を御説明いたしますと、まず第１章では、平成１５年の犯罪対策閣僚会議の開催から再犯防止推進計画の策定に至るまでの政府の再犯防止に向けた取組を記載しております。その上で、第２章から第８章までにおいては、推進計画に盛り込まれた１１５の具体的な施策について、７つの重点課題に沿って各省庁において実施した取組の進捗状況等を記載しております。また、各章には、民間協力者の方々と連携した取組をコラムの形で紹介しております。そして、第９章では再犯防止施策の指標を記載し、最後の特集では就労支援について記載しております。

この市販版の白書の表紙は、パラパラ漫画で有名な芸人の鉄拳さんに描いていただいたもので、非行に走ってしまった少年が、地域の方々に支えられて立ち直っていく様子が描かれております。こうした温かみのある表紙をきっかけとして、少しでも多くの国民の方々に手に取っていただければと期待しているところでございます。

さらに、本白書を読んでくださった方々と双方向のやり取りを行いたいという考えの下に、市販版の最終ページでは、本白書の感想などをお聞きするために、法務省Twitterを紹介しております。この法務省Twitterにおいてアンケートを実施しております。

なお、来年度以降も引き続き「再犯防止推進白書」を作成することとしておりますが、少しでも多くの方々に手に取っていただけるよう、今後も様々な工夫を凝らしていきたいと考えております。

資料2を1枚めくっていただきまして、「地域再犯防止推進モデル事業」と書かれたポンチ絵を御覧いただければと思います。

犯罪をした者を社会内において支援し、その再犯を防止する上では、福祉や保健など住民に身近な各種サービスを提供する地方公共団体の役割が極めて重要でございます。こうしたことを踏まえて、御案内のとおり、再犯防止推進法においては、国だけでなく、地方公共団体も再犯防止施策の実施主体として位置付けられております。

もともと、地方公共団体には再犯防止施策を進めるためのノウハウがないといった課題もありますことから、法務省においては、地方公共団体の取組を支援するために、本年度から、事業期間を3年間とする「地域再犯防止推進モデル事業」を開始いたしました。このモデル事業は、地方公共団体が主体となって、各地域の実情を踏まえたモデルとなる取組を実施し、その成果を全国に普及することを目的としておりまして、本年度は30の地方公共団体に委託して実施しております。

各委託先団体における具体的な取組内容等につきましては、この2枚目以降の一覧表に記載しております。時間の関係上、詳細な説明は割愛させていただきますが、各団体とも多くの関係機関とネットワークを構築しながら取組を進めていただいております。また、事業のテーマとしては、福祉的な支援に関するものが多い状況でございます。

なお、地方公共団体が平成31年度から新たにモデル事業を実施できるよう、平成31年度政府予算案には、事業計画を2年間とするモデル事業の予算も計上しております。この拡大分につきましては、既に公募済みでございまして、8の団体から企画提案書の提出がございましたので、今後、速やかに審査を行って、平成31年度当初から事業を開始できるよう、法務省としても取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、地方公共団体を対象とした会議について御説明いたします。

しばらくこの一覧表をめくっていただきまして、縦組みの文字だけの資料がございます。「市町村再犯防止等推進会議設置要綱」とあるものでございます。

市町村における再犯防止施策の効果的かつ効率的な推進を図るとともに、国と市町村の間で再犯防止に係るネットワークを構築することを目的として、この会議を設置いたしました。第1回会議は、昨年8月29日に開催いたしまして、合計61の市区町村から12名の首長の方を含む関係者の方々に御出席いただきました。当日の会議では、特別講演として、静岡市長から再犯防止の取組について御発表いただくなど、各地における取組について、その内容を共有したところでございます。

この会議につきましては、その後も全国の市区町村に登録を呼びかけておりまして、2月1日時点、今月の1日時点での登録団体数は146となっております。次回は、より多くの首長の方々に御出席いただけるよう、本年6月の全国市長会の翌日に開催する予定でございます。

今後も、更に多くの市区町村とネットワークを構築していけるよう、法務省としても引き続き全国の市区町村に働きかけを行っていきたいと考えております。

また、資料はございませんけれども、本年1月には全国の都道府県及び指定都市の担当者

の方々に御出席いただき、都道府県再犯防止等推進会議を開催いたしました。この会議では、6団体から先進的な取組を御発表いただくとともに、法務省から先ほど御説明したモデル事業など、全国における取組について情報提供をいたしました。

資料を1枚おめくりいただきまして、「都道府県及び指定都市の地方再犯防止推進計画の策定状況等について」と書かれた資料を御覧いただければと思います。

昨年4月1日に鳥取県において、全国に先駆けて地方計画が策定されたのに続いて、複数の団体が本年度中に地方計画を策定することを予定しております。

なお、一番下に※印で記載しておりますが、奈良県では再犯防止に関する条例の制定を予定しているとのことでございます。このような条例の例としては、昨年12月に兵庫県明石市において、本日御出席いただいている堂本委員も関与され、全国に先駆けて制定されております。

こうした地方計画の策定等に向けた動きがさらに加速するよう、先ほど御報告した会議の場を活用するなどしながら、引き続き、法務省としてもバックアップしてまいりたいと考えております。

続いて、資料を1枚おめくりいただきまして、「再犯防止シンポジウム」と書かれたポンチ絵を御覧いただければと思います。

本年度は、「就労の確保」を統一テーマとして、再犯防止啓発月間である7月に都内で開催した中央行事を皮切りに、全国8ブロックにおいて、それぞれの地域の特徴を生かしたシンポジウムを開催し、延べ2,703名の方に御参加いただきました。

中央シンポジウムでは、「一般就労と福祉との狭間にある者への就労支援」をサブテーマとして、農業と福祉が連携した農福連携の取組に関し御講演をいただくなど、一般就労と福祉との狭間にある者の就労を確保するための取組やその課題等について議論を行いました。

来年度は「依存症」を統一テーマとして、本年度と同じく、中央と全国8ブロックでシンポジウムを開催することとしております。

続いて、1枚おめくりいただきまして、「再犯防止に関する広報用動画」と書かれたポンチ絵を御覧いただければと思います。

ここに記載しておりますように、本年度はシンポジウムの統一テーマと併せまして、内閣府政府広報室とも連携して、「就労支援」をテーマとする広報用動画4本を作成いたしました。

上から2つ目の広報用動画につきましては、本日御出席いただいている野口委員にも御出演いただきました。これらの動画は、ブロック別のシンポジウムなどでも活用したほか、政府広報インターネットテレビやSNS等でも公開しまして、広く一般の方々にも見ていただけるようにしております。

続いて、1枚おめくりいただきまして、「再犯防止対策に関する世論調査の概要」と書かれた資料を御覧いただければと思います。

再犯防止対策に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とするために、内閣府政府広報室と連携して、昨年9月に世論調査を実施いたしました。その結果は、このお配りした資料のとおりでございます。その一部を御紹介したいと思います。

まず、末尾の23ページの問13で、「再犯防止のためには、誰一人取り残さない社会の実現が大切である」という意見についてお伺いしましたところ、合計79.5%、約8割の

方から肯定的な回答が得られておりまして、再犯防止施策の必要性について一定の理解が得られていることが判明しております。

他方で、5 ページの間3 で記載しておりますけれども、「犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いませんか」という質問に対しましては、肯定的な回答が全体で53.5%であり、約5割にとどまるといった状況でございます。

そうした意味で、具体的な協力につなげていくための課題もあると認識しているところでございます。特に、30代から40代の方々については、肯定的な回答の割合が相対的に低いといったように、年代における違いも判明しているところでございます。

30代、40代の方々には、仕事と家庭両方で多忙な方が多いと思っておりますけれども、少しでも再犯防止に関心を持っていただいて、具体的な協力に向けて一歩踏み出していただけるようにするきっかけとして、例えば来年度のシンポジウムにおいては休日に開催することや、関心を持っていただけるようなサブテーマを設定することなど、様々な工夫をしていきたいと考えております。

続きまして、資料をしばらくおめくりいただきますと、色刷りのもので「安全・安心なまちづくり関係功労者表彰の実施」と書かれたポンチ絵がでございます。

再犯を防止する社会作りについて功績・功労があった民間協力者の方を表彰するために、本年度から内閣総理大臣による安全・安心なまちづくり関係功労者表彰を、警察庁と合同で実施しております。第1回目となる表彰式は、昨年10月、総理大臣官邸において開催いたしまして、本日御出席いただいている清水委員が理事長を務められている更生保護法人清心寮を含め、全国の模範となり、特に優れた功績を上げられた8団体が受彰されました。

法務省だけでなく、関係省庁、地方公共団体からも推薦をいただき、有識者による審査を経て受彰団体を選定したものでございますが、今後も幅広く推薦を募り、優れた取組をしていただいている民間協力者の皆様の活動に光を当てられるように努めていきたいと考えております。

若干長くなって恐縮ですけれども、1枚おめくりいただきまして、厚生労働省と連携し開催している検討会について御説明申し上げたいと思っております。

まず、「入口支援の実施方策等の在り方に関する検討会」と書かれた資料でございますが、入口支援とは、起訴猶予となる場合など、刑事施設に入る前の段階で福祉的支援等につながる取組でございますけれども、再犯防止推進計画においては、この入口支援を中心として刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携のあり方について検討を行うこととされています。こうしたことも踏まえまして、厚生労働省と連携して入口支援に関する検討会を開催しております。

また1枚おめくりいただきまして、「薬物事犯者の再犯防止対策の在り方に関する検討会」というものも開催しております。こちらも、再犯防止推進計画におきまして、薬物事犯者に対する効果的な再犯防止対策について検討を行うこととされたことを踏まえて、立ち上げているものでございます。

いずれの検討会におきましても、実態を把握した上で課題を整理し、その課題解決に向けた効果的な方策を検討していきたいと考えております。

最後に、1枚おめくりいただきまして、「再犯防止活動への民間資金等の活用のための調査研究」と書かれたものを御覧いただければと思います。

再犯防止推進計画においては、民間協力者が再犯防止活動を行うための民間資金を活用した支援のあり方について検討を行うこととされています。そのことも踏まえ、来年度から新たな調査研究を行うこととし、そのための予算を平成31年度政府予算案に計上しております。

右上の「5 対策」というところに記載している政府予算案の約3,000万円というのは、保護局が実施する予定の調査研究も含む金額でございますけれども、秘書課におきましては、民間資金を活用した成果連動型民間委託契約方式、いわゆるSIBについての調査研究を行うこととしております。このSIBは、一部の地方公共団体において、ヘルスケアの分野などで実施されておりますけれども、我が国においては、再犯防止分野で実施された例はないという状況でございます。

そのため、来年度は、コンサルティング会社にまずスキーム作りの調査研究を委託するというようにしておりますけれども、法務省においてもプロジェクトチームを立ち上げて、コンサルティング会社とも連携しつつ、例えば就労支援や薬物対策支援などの再犯防止活動について、SIBの仕組みを構築していきたいと考えております。

以上で、秘書課からの御説明を終わります。

今後も、再犯防止施策全体の取りまとめ役として、有識者の先生方の御指導もいただきながら、関係省庁とも連携して、再犯防止推進計画に基づく各施策の着実な実施に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

○法務省矯正局総務課長 法務省矯正局でございます。

それでは、資料3、横向きの10枚組の資料に基づいて説明させていただきます。

再犯防止推進計画に基づく矯正施設における取組の実施状況について御報告いたします。

本日は、時間の制約もございますので、計画で定められた7つの重点課題のうち、「就労・住居の確保」、「保健医療・福祉サービスの利用の促進」、「地方公共団体との連携強化」の3つの課題の取組状況について御説明申し上げます。

最初に、「就労の確保等」について御報告します。

「計画を踏まえた矯正施設における取組の方向性」としては、職業訓練・作業を、社会復帰後の就労につなげるよう実施すること、高齢受刑者が増加している現状を踏まえて、それぞれの作業能力に応じた刑務作業が実施できるようにすること、保護観察所を始めとする関係機関と連携して、就労と住居の確保に向けた調整を一体的に実施すること、の3点を考えております。

この方向性に基づく取組として、有効求人倍率等を参考に、雇用ニーズが高い業種に関連する職業訓練を充実させており、以前と比較しても、訓練種目、受講人員ともに大幅に増加しております。

また、職業訓練を受けた者など、その就労を支援することで再犯防止が期待できる者については、キャリアカウンセラーによる指導や、ハローワークの職員による職業相談、職業紹介といった出所後の就労に向けた取組を具体化させるための働き掛けを実施しており、平成25年度と比較すると、実際に就労につながった者の数は大きく増加しております。

また、平成26年度から、出所者等の採用を希望する事業者が矯正施設を指定した上で、ハローワークに求人票を提出できる受刑者等専用求人制度が開始されておりますが、事業者の方からの、「どの施設に、どんな資格を持った受刑者がいるのかがわからないので、求人制

度が活用しづらい」といった声もありました。こういった事業者の方のニーズに対応するため、受刑者等の雇用情報を一括管理し、事業者からの問合せにお答えするコレワークを東京と大阪に設置し、平成28年11月から運営しております。

こうした制度が事業者の方々にも広がりつつあり、コレワークを御利用いただいた事業者のところに就職が内定するケースは順調に増加しており、更なる周知に努めてまいりたいと考えております。

以上のような雇用ニーズに応じた職業訓練の実施や、ハローワークと連携した求職活動の支援といった取組は重要ですが、取組を進める中で、就職はしたものの、社会復帰後に就労が継続しないという課題が明らかになっています。就労が継続しない理由としては、推進計画でも指摘されているとおり、社会人として求められる基本的なスキルを身に付けていないことのほか、実際に就職してみたら自分のイメージと違ったといった、職業選択が適切でなかったことなどが挙げられます。

そこで、平成30年度からは出所者を雇用しようとする企業と連携して、企業が必要としている技能に関する職業訓練の実施や、就労のイメージを持つための職場体験、企業の採用担当者による面接会の開催、インターンシップの実施など、施設に収容されている段階から企業の声を直接聞けるようにすることで、職業観や必要なスキルを身に付けさせようとする取組を始めております。

出所してから求職活動をするのではなく、施設収容中になるべく就労につなげようとする取組をハローワークと連携して進めており、就職内定に至るケースが大幅に増えるなど成果を上げています。しかし、その一方で、就職先は決まったけれども帰住先が決まらない、帰住先と就職先とが距離的に離れてしまっているといった、就労と住居の確保のミスマッチという問題が生じています。

最終的な目的は、退所者本人が出所後の仕事と住居を得て、社会人として自立した生活を送ることにあります。ミスマッチを防ぎ、就労、住居の一体的確保に向けて、例えば施設内の就労支援を担当している職員と保護観察官が個々のケースについてタイムリーに情報を共有し、就労支援や生活環境調整に係る状況変化に柔軟に対応できるよう、連携しながら取り組んでいく仕組みや体制が必要であると考えております。

次に、高齢・障害のある者への対応について御報告いたします。

推進計画を踏まえた矯正施設における取組の方向性としては、なるべく早い段階でニーズを把握した上で、本人に福祉サービスを受ける必要性を認識させたり、体力や認知機能の低下を予防する指導を実施しながら、福祉サービスの受給に向けた調整を円滑に実施することにあると考えます。したがって、具体的な取組として、福祉サービスのニーズを早期に把握し、円滑に福祉サービスを利用できるようにするため、社会福祉士等を非常勤職員として配置することに加え、平成26年度からは社会福祉士等の資格を有する常勤職員として、福祉専門官の配置も進めております。

また、刑事施設では、アセスメント機能を強化するため、知的障害については平成23年度から全施設で、認知症についても平成30年度から大規模な刑事施設8庁で、スクリーニング検査を実施しております。その上で、社会復帰支援指導プログラムとして、高齢や障害のある受刑者を対象に、体力の維持向上のための健康運動指導や、福祉制度に関する基礎的知識の習得を図るための指導について、刑事施設の職員だけでなく、地方公共団体や福祉関

係機関等の職員，民間の専門家と共同して実施しております。

このように，なるべく早期にニーズを把握し，必要なサービスの受給の調整に向けた支援を円滑に実施できるよう，引き続き取組を推進してまいります。

次に，「薬物依存を有する者への支援」について御報告します。

推進計画を踏まえた矯正施設における取組の方向性としては，再犯リスクに応じたプログラムを矯正・保護が一貫して実施すること，そのための体制を充実させること，さらに海外で効果があるとされている取組を参考に，新たな取組の試行的実施について検討することが挙げられます。

刑事施設では，薬物に対する依存がある者に対し，薬物依存の認識及び薬物使用に至る自分の問題を理解させた上で，断薬への動機付けを図り，再使用に至らないための知識及びスキルを習得させるとともに，社会でも継続的に治療，援助等を受けることの必要性を認識させることを目的として，薬物依存離脱指導を実施しております。

施設内処遇と社会内処遇の一貫性，連続性を確保するため，保護観察所のプログラムと同様，認知行動療法の手法を取り入れ，プログラムの実施状況や受刑者の心身の状況等に関する情報を，更生保護官署に引き継ぐ体制も強化することで，刑事司法と地域社会における一貫した指導・支援・治療の実現を図っているところでございます。

こうした取組に加え，平成31年度からは新たに札幌刑務所において，薬物依存の問題を抱える女子受刑者を対象に，女子依存症回復プログラムの実施を予定しております。

本プログラムは，より社会の依存症支援施設に近い環境を刑務所内に整備し，国と社会内で活動されている依存症回復支援団体等が共同で，女子に特化したプログラムの開発を行い，プログラムを通じて，受刑中から社会との関わりを持たせ，出所後も継続的な支援を受けることができる仕組みを構築するものです。

平成31年度は準備期間とし，遅くとも平成32年からは運用を開始する予定でございます。

また，本プログラムは，社会内における女性の薬物依存症支援団体の活動が活発な札幌と，東京近郊に帰住を予定している者のうち，本プログラムを希望し，かつ共同生活を行うことができる者（20名から30名程度）を対象に実施予定であり，刑務所に入所して最初の6か月程度で既存の薬物依存離脱指導の必修プログラムを受講し，その後，本プログラムのプレ実施を通じて対象者の選定を行います。対象者となり，本プログラムに編入した者は，出所のおおむね1カ月前までの間，基本的には毎日，本プログラムに参加します。

本プログラムは，海外の薬物依存症回復施設で導入され，成果を上げている回復治療共同体，いわゆるTCの生活スタイルを刑務所内において実施することを想定しており，同じ目的を抱えた10名程度に編成分けし，自主性を重んじた共同生活を行いながら，薬物使用に至った背景への気付きや，問題解決のための主体性の醸成，身体・精神の回復に向けたグループミーティングや面接に重点を置いた実施を検討しております。

出所後は，プログラムを実施する依存症回復支援施設への帰住又は通所させるなど，刑務所在在所中から出所後の支援に直結した仕組みを構築していきたいと考えております。

次に「地方公共団体との連携強化に向けた取組」について御報告いたします。

再犯防止推進法により，地方公共団体にも再犯防止に取り組む責務が課されたことを受け，多くの地方公共団体で地方再犯防止推進計画の策定に向けた議論が始まるなど，動きが活発

化しております。

そうした動きの一つとして、矯正施設が所在する市町村の首長間でネットワークを作り、再犯防止施策や矯正施設と連携した地方創生策に関する情報交換の取組を推進していこうとする首長の会議である矯正施設所在自治体会議の設立に向けた動きがあります。現時点で、関係自治体の3分の2以上を占める83の市町から参加を表明していただいております。

こうした自治体の動きに対応するため、本年4月から、全国8つの地域にある矯正管区の全てに、自治体と矯正施設との連携を推進するつなぎ役となる更生支援企画課を新設し、自治体と連携した取組の推進支援を実施していきたいと考えております。

また、平成26年に成立した少年鑑別所法に基づき、現在52ある少年鑑別所の全てに法務少年支援センターを設置し、非行・犯罪に関する様々な御相談を受けて、心理学等の専門的知識に基づいた支援を実施しております。

地方公共団体からは、「いざ取組を進めようとしても、犯罪防止に関する専門的な知識を持った職員がいない」といった声が寄せられています。その都度、少年鑑別所の地域援助という機能について御紹介するなど、地方再犯防止推進計画の検討・策定を機に、少しずつではありますが、地域との連携した取組も増えており、これが更に進むことが期待されております。

最後に、再犯防止に向けたこれまでの取組と今後の方向性について御説明いたします。

次のページを御覧ください。8枚目になります。

矯正における再犯防止に向けた主な取組と、政府目標である2年以内再入率を図示したものです。

矯正にとって大きな転機となったのは、2005年の刑事収容施設法の成立です。これ以降、刑務所での専門的プログラムの実施や福祉との連携、雇用ニーズに着目した職業訓練などの取組も、関係する皆様の御協力をいただきながら進めてまいりました。その結果は、御覧のグラフのとおりです。

数値目標の達成に向けて、推進法や推進計画を踏まえた取組を着実に進めていきたいと考えております。

次に、再犯防止を更に進めるための取組の基本的な考え方について、これまで就労、高齢、障害など、課題ごとに御説明しましたが、全体に共通するものを図示したものがこの資料になります。

社会の中にある矯正施設として、入所から出所まで一貫して社会に向けた取組を、関係機関や地方公共団体、民間団体と一緒に進め、出所時には必要なスキルを身に付け、必要な支援につながった状態で社会に復帰できる者を増やしていかなければならないと考えております。

最後のページになりますが、これは昨年、福岡刑務所の職員が施設で開催する矯正展向けに作成したポスターで、モデルは職員です。被収容者を真ん中に置いて、被収容者ではなく更生を目指す人と捉え直した上で、その周りに支援に当たる職員を配しております。

少しずつではありますが、確実に現場の職員も含め、再犯防止に対する理解と取組は進んできております。引き続き、関係機関、有識者の皆様の御理解、御支援をどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○法務省保護局更生保護振興課長 続きまして、法務省保護局から、資料4に基づきまして御報告を申し上げます。

最初に、「刑務所出所者等の就労の確保に関する取組」に関してでございます。

新たな協力雇用主の開拓につきましては、「就労支援」をテーマに各地でシンポジウムを開催するなど、啓発活動を積極的に展開したほか、協力雇用主の登録要領を策定しまして、適正な登録手続を推進いたしました。

保護観察所への登録件数は毎年増えておりまして、平成30年12月末日現在、2万2,331社の事業主に登録をいただいております。

一方、実際に雇用いただいている雇用主数や雇用者数は、右上の折れ線グラフのとおり、いずれも増加傾向にはありますが、全体の雇用主数に比してまだ少ない状況であるというのが課題になっているところでございます。

そこで、協力雇用主に対する支援を充実させるため、協力雇用主の下での雇用が進むよう、協力雇用主に対するアンケート調査を実施しておりまして、雇用主のニーズを踏まえた支援策を充実してまいります。

また、経済団体への働き掛けとしまして、法務大臣による経済3団体の長とのトップ対談や、それを受けての法務省と経済団体との定期的な意見交換会を実施してまいります。

さらに、協力雇用主の社会的評価を高めるため、今年度、秋の褒章において初めて、協力雇用主に対する藍綬褒章が授与されました。本日、野口委員が御出席されておられますが、野口委員のほか1名の計2名の方々に対しまして授与されたところでございます。

今後の取組としましては、矯正施設、ハローワーク等と連携した、施設在所中からの就労の確保や雇用した後の定着など継続的な支援の実施に努めてまいりたいと思います。

続いて、「更生保護事業の在り方に関する検討について」でございます。

これにつきましては、本年度、二つの会議を立ち上げまして、現在、検討を進めております。一つは、外部の有識者による検討会、もう一つは、実務家による意見の交換会でございます。この意見交換会におきましては、本日御出席いただいております小畑委員と清水委員にも、同会の委員ということで参画いただいているところであり、これまで、それぞれ7回開催してきております。

次のページを見ていただきますと、スケジュールが載っていますが、今後のスケジュールとしまして、有識者会議につきましては、今年度末に提言をいただくということに、意見交換会につきましては、ブロック単位での議論を継続し、来年度末までに一定の結論を得るということにしているところでございます。

続きまして、「保護司の安定的確保・保護司活動の支援について」でございます。

保護司の減少傾向になかなか歯止めがかからず、高齢化も進んでいるという状況でございます。保護司活動の負担を軽減して、支援を充実するというこのために、更生保護サポートセンターの設置を進めておりまして、来年度予算案に886の全国全ての保護司会にサポートセンターを設置するための予算を計上しているところでございます。

そのほか、保護司候補者検討協議会や保護司インターンシップを一層推進しまして、保護司の安定的確保の取組を強化してまいりたいと考えております。

続いて、保護観察におけるアセスメント機能の強化についてでございます。

保護観察所におきまして、保護観察対象者に対して、再犯防止のためのより効果的な指導

や支援を行うためのアセスメントツール、通称CFPを開発しまして、本年度から試行をしております。

今後は、実践事例の分析を重ねまして、関係機関との連携に資するよう改良していく予定でございます。

次に、「保護観察における社会貢献活動」についてであります。

保護観察所では、保護観察対象者の自己有用感の涵養ですとか規範意識・社会性の向上を図るため、公園や河川敷など公共の場所での清掃や福祉施設での介護補助といった地域社会の利益の増進に寄与する活動を継続的に行っております。

今年度は、これまでの実施状況についての検証結果や、より改善更生に資する運営のあり方について検討するため、有識者を招へいした検討会を実施いたしました。

今後、検討会の結果を踏まえまして、取組内容等を見直して、一層の充実を図ってまいりたいと思っております。

1枚めくっていただきまして、続いて、「保護観察所における入口支援の新たな枠組み」についてであります。

保護観察所では、起訴猶予等となった高齢者または障害のある者等に対しまして、必要な福祉的支援を行う入口支援を平成30年度から開始しました。福祉サービスの調整のほかに、更生保護施設の活用や保護観察官による継続的な生活指導を行うことが、保護観察所が行う入口支援の特徴でございます。

一部の保護観察所には、入口支援等に特化した業務を行う特別支援ユニットを設置し、これに取り組む保護観察官を配置するなど、福祉的支援を適切に実施するための体制の整備を進めております。

その一方で、地域の取組や体制等の状況には差がございますので、必要な福祉サービス等の円滑につながらない場合も少なくないという実情もあります。そのような実情を踏まえながら、この取組をより効果的に実施するために、厚生労働省や地方公共団体、地域の福祉サービスの担い手とも連携して、必要な施策について引き続き検討してまいります。

最後になりますけれども、薬物依存を有する者への支援及び関係機関への要望についてでございます。

平成27年11月に厚生労働省と共同で、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を策定しまして、平成28年4月から、ガイドラインに基づいた連携を実施しております。

その成果としまして、平成28年度の薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療や支援につながった者の数及び割合は、333人、4.4%でありました。その翌年の平成29年度は393人、5.0%と、前年度よりも増加しているところではあります。今後、更に地域の社会資源による支援等につながるよう、より一層力を入れて取り組んでまいります。

他方で、支援の受け皿となる保健医療・福祉機関等につきましても、体制整備が十分とは言えない上、整備状況には地域差があると承知しておりますことから、この点につきましても厚生労働省と連携しながら充実させてまいりたいと存じます。

保護局からは以上でございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 続きまして、議事の(2)各省庁からの報告に移りま

す。

警察庁，総務省，文部科学省，厚生労働省，農林水産省，中小企業庁，国土交通省の順に，御説明をお願いいたします。

では，警察庁からお願いいたします。

○警察庁生活安全局生活安全企画課長 警察庁の生活安全企画課から御報告を申し上げます。

「再犯防止推進白書」の８２ページの施策番号６９番の「子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止」について御説明を申し上げます。

子供を対象といたしました暴力的性犯罪につきましては，子供の心身に深刻な影響を与えるとともに，保護者や地域住民に大きな不安感を与えるものでありまして，また，こうした犯罪の前歴を有する者は，再び同様の犯罪を引き起こす可能性もあるものと考えられるところでございます。

このため，警察庁では平成１７年６月以降，法務省からこうした犯罪を犯して刑務所に収容されている者に関する出所情報の提供を受け，各都道府県警察におきまして出所者の所在確認を実施するとともに，平成２３年からは，必要に応じて出所者の同意を得た上で面談を行うなどの措置を行っております。

面談の実施に当たりましては，再犯防止に向けた助言・指導を行いますとともに，出所者からの相談に応じるなどしておりますほか，要望がありましたら，出所者の社会復帰に資する各種支援事業を行う機関・団体を紹介するなど，必要な支援を行っております。

続きまして，「ストーカーの加害者に対する指導等」でございます。同じページの施策番号７０番に，「被害者への接触防止のための措置」が記載されています。

ストーカー事案の加害者は，被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いということ，また，被害者やその親族等に対して強い殺意を有する場合には，検挙される危険性を考慮することなく，大胆な犯行に及ぶことがございます。

このため，警察では法務省と連携をいたしまして，ストーカー事案等の恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者につきまして，被害者等に接触しようとしているなどの問題行動の情報を共有するなど，緊密かつ継続的な連携を行います。こうした者の特異動向等を双方で迅速に把握することができるようにしております。

続きまして，施策番号７１番に，「ストーカー加害者に対するカウンセリング等」が記載されています。

警察では平成２８年度から，ストーカーの加害者を取り扱ったときに，加害者への対応方法や治療・カウンセリングの必要性につきまして，精神科医等の方からアドバイスを受けまして，治療等が必要と判断される加害者に受診の働き掛けを行うなどの取組をしております。

このほか，ストーカー加害者への対応を担当する警察職員に，ストーカー加害者への精神医学的・心理学的アプローチに関する研修に参加をさせて，技能や知識の向上を図っているところでございます。

続きまして，少年関係でございます。

２６ページに施策番号６番が記載されておりますけれども，警察では平成２２年から，非行少年を生まない社会づくりに取り組んでおりまして，その一環として，問題を抱えて非行に走る可能性がある少年に積極的に連絡を行い，就労の支援や地域の方々と連携した活動機

会の提供等を行って立ち直りを図ることを目的とした「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進しております。

このページに記載しておりますように、就労支援の活動や、69ページの施策番号60番に記載しておりますように、大学生ボランティア等と連携をした修学支援の活動を行っております。

それから、86ページの施策番号78番に記載しておりますように、少年警察ボランティア等と連携し、社会奉仕体験活動、生産体験活動等を通じた、少年の心のよりどころとなる居場所作りを行っているところでございます。

このほかでは、67ページの施策番号59番に記載しております街頭補導活動や学校における非行防止教室、少年や保護者の悩みごと等につままして少年補導職員が面接や電話等で相談に応じて指導・助言を行うなど、非行の未然防止等を図るための取組を行っております。

最後に、102ページの施策番号88番、103ページの施策番号91番に記載しておりますが、少年警察ボランティアの活動を促進するため、地域住民の方にボランティアの支援活動に協力する気持ちを醸成していただくための各種広報を行うほか、少年警察ボランティア等の活動に対する謝金、交通費等の支給や、研修等を通じましてボランティア活動への支援を行っております。

今後、引き続き都道府県警察の少年サポートセンターの少年補導職員等を中心といたしまして、関係機関やボランティア等と協働しました支援活動等を行って、再非行防止対策を推進してまいりたいと考えているところでございます。

○警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長 続きまして、同じく警察庁から、暴力団員の社会復帰対策の推進状況について報告申し上げます。

資料5を御覧ください。

暴力団員の社会復帰対策の推進状況でございますけれども、警察におきましては、暴力団の弱体化・壊滅という観点から、構成員を一人でも多く暴力団から離脱させ、その社会復帰を促すこと、これを重要事項と位置付けまして、暴力追放運動推進センターや関係機関等々と連携いたしまして、暴力団員の社会復帰対策を推進しております。

取調べや相談の受理によって、暴力団員が離脱意志を有していることを把握した場合には、暴力団情勢や活動実態を勘案しつつ、その者の離脱意志を確認して、警察、暴力追放運動推進センターそれぞれの立場で離脱支援を実施しております。

具体的には、警察では、離脱しようとする者に対し個別に助言・指導するとともに、その者が所属する暴力団に対し離脱意志の連絡を警察が行ったり、離脱者及びその関係者の保護を実施したりしております。

さらに、暴力団を離脱した者の安定した雇用の場を確保するため、都道府県単位で、警察のほかに暴力追放運動推進センター、職業安定機関、矯正施設、保護観察所、協賛企業等で構成される社会復帰対策協議会の枠組みの中で、官民協力の下、暴力団員の就労支援を実施しております。

また、離脱した暴力団員の中には、組織からの報復を恐れ、それぞれの地元での就労をためらう者も多いことから、協賛企業に関する情報を県の枠を超えて共有し、広域的に支援するために、平成28年2月、14都府県の社会復帰対策協議会で「暴力団から離脱した者の社会復帰対策の連携に関する協定」が締結され、平成28年4月から運用しております。運

用後も順次県が拡大されまして、今月現在で32の都府県が参加しております。

今後とも、暴力団員の社会復帰対策を推進してまいりたいと考えております。

○総務省地域力創造グループ地域政策課長 続きまして、総務省でございます。

再犯防止推進計画に基づきまして講じました施策の進捗状況などにつきまして御報告、御説明申し上げたいと思います。

再犯防止対策につきましては、総務省では、再犯の防止等の推進に関する法律が制定される前から、法務省と連携して、地方公共団体に対して更生保護サポートセンターの設置場所の確保等について協力依頼するなどの取組を行ってまいりました。そして、同法の制定後は、地方公共団体に対して法律の内容や国の取組について情報提供するとともに、様々な機会を捉えて再犯防止対策の推進を働き掛けているところでございます。

例えば、全国ブロック会議や都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議の場などを活用いたしまして、地方公共団体に対し、国の計画を踏まえ地方再犯防止推進計画の策定や、再犯防止施策に積極的に取り組むよう働き掛けを行っているところでございます。

今後とも、地方公共団体において地方再犯防止推進計画の策定や、地域の実情に応じた再犯防止の取組が行われるよう、法務省と緊密に連携しながら取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室長補佐 続きまして、文部科学省でございます。

資料6の「再犯防止推進計画と文部科学省の取組について」でございます。

再犯防止推進計画に掲げる重点課題が7つございますけれども、文部科学省においては、その中で「学校等と連携した修学支援の実施」について担当させていただいております。

そういう中で、「非行の未然防止」と、「非行による学びの中断の防止」の2本柱で取組を進めているところでございます。

まず、「非行の未然防止」につきましては、学校、地域両面からの支援を実施していくことが大事であると考えておまして、①番、学校における適切な指導等の実施の主な取組といたしまして、ここに非行防止と書いておりますが、法務省や警察庁等の関係機関と連携した犯罪予防活動等の実施を促進するというので、例えば保護司や警察職員を外部講師に招いて、学校活動の一環として非行防止教室を開催するといった取組につきまして、各、全国の教育委員会等に対し周知を行っています。

それから、「薬物乱用未然防止」の関係で申し上げますと、これは、学校保健計画の中でも位置付けがされておまして、全ての中学校及び高等学校において年1回、薬物乱用防止教室を開催することを目標にしております。直近の開催率は83.5%であり、もう一息というところではございますが、関係機関の方と連携をして、こういった中学校、高校での取組、あるいは小学校においても開催に努めるという取組を進めていきたいと考えております。

三つ目は、「中退者等就労支援」ということでございます。これは、高等学校などを中退される方が、それで終わりということではなく、厚生労働省と連携し、地域若者サポートステーションの取組などにつなげていくということにより、中退後の情報の得がたさというものを解消したり、進路情報の共有などを進めていくということをやっているところでございます。

続いて②番、地域の側からの支援ということになります。

主な取組の一つ目は、「子供の居場所作り」というふうに書いてありますが、今の子供たちへの子育てというものは、学校だけにとどまるのではなく、地域全体で取り組んでいかなければいけないものであると考えています。これは、学校が抱える課題というのも非常に困難化しているほか、やはり教育課程自体を社会に開かれたものにしていく必要があるということで、文部科学省として、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動というものを進めているところでございます。その一環として子供の居場所作りへの支援というものを行っておりまして、例えば、例のところにありますように、地域未来塾ということで、大学生や教員OBなどの方々の協力による学習支援を実施するというような取組を行う自治体に対し、財政的な支援というものを実施しているところでございます。

さらには、次のとおり、「高校中退者等への学習相談・学習支援」ということでございます。これは平成29年度から始めたモデル事業でございますが、高校中退者の方に対する学習相談・学習支援とをやっていきまして、その方々に対して、例えば高卒認定試験の合格を目指していただいたり、大学進学や就職活動につなげたりといった取組を進めていただきます。そして、その成果について、全国展開を行うための普及啓発もやっていただくというモデル事業であり、これは現在6か所で実施させていただいているところでございます。

次に、もう一つの柱の「非行による学びの中断の防止」でございます。

大きく①、②と書いてございますが、①は「矯正施設における学びの継続、矯正施設からの進学・復学の支援」ということでございます。まず一つ目に書いてありますのは、現在、法務省と連携して、矯正施設や学校関係者に対する相互の連携事例の周知ということを行っております。特に学校関係者は、少年鑑別所がどんな機能を果たしているか、保護観察所が何をやっているか、少年院が何やっているかということについてはよく分からない、情報を知らないというところもございます。そのため、それぞれの機関がどのような役割を果たしているか、あるいは、少年院収容中から学校との間でどのような連携が可能なのか、それによって出所後にいかに円滑に教育に結び付くのかといった優良事例などを収集し、周知していきたくと考えているところでございます。

それから、二つ目でございますが、少年院在院中の生徒の学習継続に向けた連携支援ということでございます。これは、少年院において矯正教育（教科教育）というものが行われていますが、こちらはもっぱら高卒認定資格を目指していく取組が中心になっております。それを超えて、高校教育を在院中から受けたいというニーズにどう向き合っていくかについて、今年度のモデル事業の中で実施させていただいており、通信制の高校と連携して、在院中の少年に対する学習支援というものを実施しているところでございます。

②のほうはですね、高卒認定試験等の受験に向けた支援ということでございます。これは平成19年度以降、高卒認定試験の実施に当たっては、教育委員会からの試験監督者の派遣を受けずに、矯正施設内で実施することができることとなり、この試験の実施が年々拡大をしてきているというところでございます。

高卒認定試験につきましては、平成30年度には203施設で実施をされまして、1,092名の方が出願され、436名の方が合格するという結果でございます。

このように、様々な制度の中で、いろいろな関係機関と連携しながら、これからも取組を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課就労支援室長 厚生労働省職業安定局就労支援室でございます。

私からは、法務省と連携したハローワークの就労支援状況について御説明いたします。資料7を御覧ください。

ハローワークにおいては、平成18年度より、刑務所と保護観察所と連携した受刑者、保護観察対象者の就労支援を実施しております。

平成18年度からの推移でございますが、支援対象者、就職件数ともに年々増加しているところでございます。

特に、最近において特徴的なのは、矯正施設入所者に対する支援でございます。これについては、特に就職者数が大きく伸びているところでございます。この刑務所出所者の支援につきましては、刑務所を出所する際に、既に仕事が決まっているということが理想的であると考えておりますので、平成27年度から、支援を専門に行うハローワークの職員を刑務所に駐在させて、より濃密な支援を行えるように対策を行っております。この支援につきましては、平成27年度に5つの刑務所で試行的に始め、現在においては28施設まで拡充しております。

今般の再犯防止推進計画においても、重点課題として就労の確保が掲げられており、その中に矯正施設在所中からの就労支援の充実に関する内容が盛り込まれておりますが、我々もこの駐在職員、駐在の拡充ということで、平成31年度予算案におきまして、現在の28施設から30施設に拡充する内容の予算案を御審議いただいているところでございます。

なお、この駐在を行っていない刑務所につきましても、ハローワークの専門職員が巡回によって支援を行っております。また、保護観察対象者に対しましても、保護観察所などを巡回するなどの取組により、支援する方々一人一人に対して、ハローワークの専門職員がそれぞれ付き、支援開始から就職までハローワーク職員が寄り添うという担当者制による個別支援を行っております。

今後とも、法務省、各刑務所、保護観察所など関係機関と連携して、厚生労働省として刑務所出所者の方々に対する支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○厚生労働省社会・援護局総務課長 続きまして、地域生活定着促進事業について御報告いたします。

先ほど法務省の御説明にもありましたけれども、高齢者の受刑者の数の割合も増えている中で、事業を始めてから約10年が経過してきております。事業内容は、高齢・障害で支援を必要とする対象者を入所中からしっかりと地域や帰住先と調整して、地域に定着できるようコーディネート業務を行うということで、その先のフォローアップ、相談支援も実施するという事業でございます。

実績は、平成29年度で延べ1,426人のコーディネートを実施し、うち751人が受入れ先に帰住してございます。

近年の傾向ですが、年度内の支援実施件数を見ますと、コーディネート業務自体は大体横ばい、若干増えているという傾向でございますが、顕著な傾向として、フォローアップ業務の件数が年々増えてきているということでございます。地域に帰住した後もやはりいろんな

課題を抱えているということで、フォローアップ業務の必要性の高さをうかがわせるものと考えてございます。

この事業については以上ですが、それ以外に、自治体で作っていただいている行政計画のうち、地域福祉計画というものがございしますが、そちらの中でしっかり、犯罪を犯した者の社会復帰支援も施策として位置付けてくださいということを、国の作りましたガイドラインの中でも新たに盛り込むということとしています。

また、冒頭、法務省から御説明がありました入口支援についても、法務省と一緒に検討を始めているところでございます。

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長 続きまして、厚生労働省障害保健福祉部から、薬物依存症対策について御報告を申し上げます。

「厚生労働省における薬物依存症対策の取組」としては、5本柱で行っております。一つ目は、依存症の普及啓発や家族支援、関係機関の連携強化、二つ目として専門医療機関・相談拠点の整備、三つ目として自助グループ等民間団体への支援やその人材の育成、四つ目として治療・回復プログラムの普及、それから医療保険の診療報酬での評価というところで、それから、五つ目として薬物依存症に関する調査研究というところで、この5本柱で進めております。

続きまして、依存症関係の予算の状況でございます。私どもは、薬物だけではなくアルコール依存、それからギャンブル等含めて、依存症対策全般について取り組んでいるところでございますけれども、来年度は8.1億円の予算を計上しております。

その中で、全国の依存症の医療あるいは支援体制の整備、それから地域における依存症の支援体制整備等々を行うこととしております。また、民間団体の支援や普及啓発も引き続き行っていくこととしてございます。

それから、私どもの局ではありませんけれども、医薬・生活衛生局で麻薬関係の取組もしております。2ページの下のほうに「参考」としてありますけれども、厚生労働省の地方支分部局が8か所ありますが、その麻薬取締部における再乱用防止対策事業でも大幅に増額し、対策を強化するというところでございます。

それから、各自治体において専門医療機関の状況をお示したものでございます。赤枠で囲ったところが薬物依存症の専門医療機関でございますが、まだ十分埋まってはおりませんので、引き続きこれが埋まるように取組を進めてまいりたいと思います。

続いて、依存症の相談拠点ということでございます。赤枠は薬物依存症の場合の相談拠点というところですが、まだまだ空白がありますので、引き続き地方自治体への働き掛けを強化して、整備されるように取り組んでまいりたいと思います。

それから、「依存症の理解を深めるための普及啓発」ということで、今年度の取組について記載してございます。

一つは、普及啓発のイベントを、今年度は愛知、大阪、東京で予定してございます。それから、②の特設WEBサイトでの情報発信のほか、③になりますけれども、「依存症の理解を深めるための普及啓発シンポジウム」について、3月10日に開催する予定でございます。こちらは、文部科学省と共催で、ダルクなども含めて参加していただき、開催してまいります。

また、普及啓発のリーフレットがありますけれども、本日もお配りをしております。こち

らは研修会等々で配布してございます。また、配布先につきましては、こういった内容が広く伝わるように、工夫してまいりたいと思います。

最後になりますが、人材の育成という観点で、今、精神保健福祉士の養成の在り方に関する検討会というものを進めております。この制度ができてから、もう20年が過ぎるところでございますが、社会情勢は様々な分野で変わってきております。特に、今、薬物依存についてももしっかり取り組まなければいけないということもございまして、そういった視点も含めて、今、有識者の方に御議論いただいているところでございます。

引き続き、薬物依存症対策については積極的に取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○農林水産省経営局就農・女性課長 続きまして、農林水産省です。

農林水産省におきましては、まずは協力雇用主の拡大に力を入れて取り組んでいるところでございます。農業経営者、林業経営者、漁業経営者が多く集まるあらゆる機会を捉えまして、協力雇用主の制度の正しい理解につなげるため、法務省が作成しているパンフレットを配布する等によりまして、周知に努めているところでございます。

また、本日配布されている資料にあるとおり、法務省が作成している広報用動画も活用しながら、周知を更に強化してまいりたいと思います。

白書にも記載のとおり、農林漁業の協力雇用主の割合について、業種別で見ると1.8%ということで、高くない数字であります。これは逆に言うと、まだまだ拡大の余地があるということであると思っておりますので、力を入れて取り組んでいきたいと思っております。

また、農業に関しましては、白書の28ページに茨城の就業支援センターの概要、それから103ページには、北海道の沼田町の就業支援センターの概要について記載されております。これらの二つの施設は、法務省で設置していただいておりますが、出所予定、仮釈放の方などに、就農の意欲がある方々に数か月程度農業の研修をしていただき、実際に農業という職業の中で自立をしていただけるような後押しをする施設になっております。

昨年、法務省の保護局の方々と一緒に茨城に視察に参りまして、実際に今、農業の実習の委託を受けて、対象者の方々に農業の技術について指導している農業経営者の方々にお話を伺いし、必要な改善点等についてもお話をお伺いしたところでございます。

引き続き、こうした支援センターの取組を、当省としても法務省と連携し、応援していき、周知することによって、協力雇用主の拡大にもつなげていきたいと考えております。

当省におきましては、農業・林業・漁業と福祉との連携を更に強化する方向で、現在、様々な検討をしておりますので、引き続き、法務省を始め関係省庁と連携をして取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○中小企業庁経営支援部経営支援課長補佐 中小企業庁でございます。

まず、今年度に行った施策について、白書の28ページを御覧ください。「各種事業者団体に対する広報・啓発」というところですが、中小企業庁は、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省とともに、2018年7月に法務省が開催した「一般就労と福祉との狭間にある者への就労支援」をテーマとする平成30年度再犯防止シンポジウムを後援し、広報・啓発活動を推進したということでございます。

中小企業庁としては、中小企業団体や中小企業に対して協力雇用主制度の周知徹底を行っ

ているところでございまして、これからも鋭意、協力雇用主制度の拡大に向けて努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○国土交通省住宅局住宅総合整備課長 続きます、国土交通省でございます。

2点、御報告がございます。

住まいの確保というのは非常に重要なわけでございますけれども、1点目につきまして、資料「犯罪をした者等の公営住宅への入居」に記載のとおり、公営住宅につきましては、国土交通省から公営住宅の管理者である地方公共団体へ要請の通知を送ったところでございます。

具体的には、入居に当たって入居要件、例えば同居親族の要件を外すこと、あるいは居住地要件、その自治体に住んでいる人に限定するような要件を外すことを検討していただくこと、また、入居に当たって優先入居の対象とするといった配慮についてお願いをしたところでございます。これが1点目でございます。

2点目が、「新たな住宅セーフティネット制度」というものです。、この新たな住宅セーフティネット制度は1年4か月ほど前にスタートした制度でございますが、一般の大家さんが賃貸住宅や空き家を、住宅確保要配慮者という住宅について困っている方々から申込みがあったときに入居を断らないという制度であり、そうした方々に住宅を提供していこうというものでございます。

この制度の肝は、一般の大家さんが、犯罪をされた住宅に困っている方々の入居に当たって、居住支援法人や居住支援協議会から支援をしてほしいということです。生活支援、就労の支援、見守りのような様々なことをやっていただけるのであれば、そういった方でも入居できるというのが制度の肝になってございます。

この制度の非常に重要な点は、住宅セーフティネット、登録された住宅だけではなく、地域における居住支援法人の仕組みを活用していただくことによって、公営住宅はもちろん、民間の大家さんも続々とこのような取組、犯罪された方々の受入れに協力していただける点ではないかと思っております。

ただ、問題は、国土交通省、地方自治体の住宅部局、あるいは大家さんも、ハードは得意ですが、こうした居住支援というものには今まで取り組んできておらず、非常に弱い面がございます。そういう意味では、本日お集まりの関係省庁の皆様や各地で居住支援をやっている方々と一緒に連携して、是非この制度を普及させていきたいと思っておりますので、この場を借りて、御支援、御協力を賜りたいと考えてございます。

以上でございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 各省庁の皆様、ありがとうございました。

それでは、議事の(3)意見交換に移りたいと思います。

有識者の皆様から、法務省ほか各省庁からの報告も踏まえまして、御意見をいただきたいと存じます。

お時間の都合もあり、大変恐縮ではございますけれども、お一人様大体3分、4分ぐらいの程度でお願いできればと考えております。

差し支えなければ、小畑委員から順にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

それでは、小畑委員、よろしくお願ひいたします。

○小畑委員 小畑でございます。

3点ばかり、感想めいたことを申し上げたいと思います。

一つは、「再犯防止推進白書」についてです。

この白書を読むにつけ、大変短時間で立派にまとめられておりますので、本当に皆様の御努力に敬意を表するとともに、1年間、意見や感想を述べてきたことが思い出されて、感無量となりました。

再犯防止推進計画の各施策の実施は、縦糸と横糸の両面から広く深く長く結うもので、従来の刑事司法の枠を超えていると思います。特に、関係官庁・機関・団体・民間協力の方々との結び付きが格段と強くなった。中でも、地方公共団体との連携強化は、各自治体の再犯防止推進計画の策定と相まって、社会に至る道を作る大きな力となるということを期待しております。

両全会は、年間1,000人くらい見学を受け入れるのですが、最近、遠方の滋賀県庁や盛岡市などから担当者が視察されるなど、新しい動きがありました。

次に、第1回昭島矯正展について情報提供したいと思います。

昭島市は、立川市の北側にある市でございます。好天に恵まれて、第1回昭島矯正展が去る2月16日、17日、土日で、東京昭島市の矯正研修所・東日本成人矯正センターで盛大に行われ、地域の方々が開場前から並び、約8,000人が入場されました。昨年より運営を始めた東日本成人矯正医療センターと矯正研修所、それから国連アジア極東犯罪防止研修所、公安庁の研修所など3つの法務省関連の研修施設が建ち、この春からは八王子少年鑑別所と関東・神奈川の2つの医療少年院が加わり、世界に類を見ない刑事司法施設群となります。

広い構内を開放し、各刑務所のC A P I C製品販売や地元の商店会も参加し大にぎわい、刑務所の食事体験、施設見学、ステージショー、各種広報展示紹介、検察庁支部、保護司会、篤志面接委員会、更生保護女性会など、各機関・団体の広報ブースやバザーなど、矯正と更生保護等について地元の方々に理解していただく、またとない機会となったのではないかと思います。

昭島市の後援も受け、テープカットをされた臼井市長が先頭に立ち、盛り上げていただきました。臼井市長は、全国の矯正施設所在自治体会議役員会の副会長になられたとのことでした。

新しい施設が、地域社会に根差した連携強化に進む良い第一歩となったと思います。前を歩いていた地元の方から、こういう声が聞こえてきました。「10年前は、施設が来ることに皆反対していたんだよね。こんな立派な施設ができてよかった」ということでした。

また、地域の有志の方々の発議で後援会も設立され、地域と矯正と更生保護の連携を強める安心・安全な社会の実現に寄与することとなりました。

次に、三つ目ですが、再犯防止推進計画の具現化を目指してということで、感想を述べたいと思います。

フォローアップ体制の充実とネットワークの構築による矯正・保護機能の強化が、効果的な再犯防止推進計画の具現化のためのキーワードになると思います。長い歴史と経験を持つ更生保護施設の刑務所出所者に社会につながる再生機能は、更生保護施設が工夫・努力しながら培ってきたもので、両全会でも102年の歴史があります。再犯防止推進計画の実施に

当たり、その力を提供することで大きな役割を果たさなければならないと私は思っております。

ところで、刑法犯の発生件数の減少に伴う刑事施設の収容減の中で、より多くの負因を持った障害者、高齢者、摂食障害者等の処遇困難な特別処遇対象者の占める比率が、更生保護施設においても急増しています。両全会の特別処遇対象者の比率は、約6割でございます。

また、薬物、アルコール、常習窃盗等の依存症からの離脱指導が必要な者を含めて、これらに対する処遇機能の充実のための体制整備、強靱化が必要であります。これにより、多様な対象者を受けるとともに、処遇効果を上げるためには、ケースによっては、平均が今3、4か月の滞在期間である中で、1－2年の期間を取れる弾力的な運用が求められます。

さらに、当会では、福祉制度等を活用し、就労、住居、ケアを三位一体したソーシャル・ファームができないか、検討を重ねております。

以上でございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 それでは、清水委員。

○清水委員 清水でございます。

何点か、本日の感想を含めて申し上げたいと思います。

まず、この再犯防止推進計画の策定により、あるいはこれを広めるため、その後に精力的な取組をいただいたことで、この再犯防止に対する関心の広がりを、現場でもとても痛感、実感しております。しっかりスタートが切れたと思っております。

また、それに関して、関係省庁の皆様方の取組に敬意を表するところでございます。今後、具体的な諸般の政策の中で、一層の推進、適用のため取り組んでいただければと思います。

実は先週、私は覚醒剤で仮釈放となった人に対して、夜間に家庭訪問して面接しました。その中で、今まで簡易宿泊所等でしか生活してなかった人が、初めて公営住宅に入居できまして、「初めてこんな落ちついた生活ができるようになった」と言っておりました。ただ、覚醒剤ですので、保護観察が終わって、私も担当としての役割を終えた中で、その後のフォローアップをどうしようかということをお心配しております。でも、再犯防止の観点から、現場にまでいろいろなこと伝わってきている面があるということをお申し上げたいと思います。

また、この計画で、自治体の取組が様々な形で進んでいるという御報告もありましたけれども、再犯防止計画のいわばSDGsの理念に沿った方向で、だんだん浸透しているということ自体がとても画期的で、心強いものがございます。

地域関係機関・団体なども、この自治体の取組に是非参加、協力又は連携して、それぞれの地域で根づいていくように、取組をお願いしたいというふうに思います。

そうはいつても、もちろん自治体の地域事情を踏まえての取組でありますから、自治体ごとに全て同じというわけにはいかないと思いますが、それぞれの取組の情報を、是非法務省を中心に全国に提供していただき、情報交換ができる様々な機会を作っていただければと思います。一度ちょっと情報が途切れてしまうと、そこで取組が止まってしまうということもあるだろうと思います。

それから、その計画の中でモデル事業が非常に多様で、注目をしていますが、昨年、奄美市の福祉政策課長が私どものさいたま市までお訪ねくださり、少年の非行防止や非行からの立ち直りに関する地域ネットワークを作りたいということで、私どものネットワーク作りをどのようにやっているんだということといろいろと情報交換をいたしました。びっくりしま

したけれども、そういう形でこの再犯防止計画ができたということで、全国ネットでそういったつながりができてきています。市町村にまで浸透しているだけではなく、奄美市からさいたま市まで、それに関心を持ってきていただくようなつながりというものを是非今後、広げていっていただければと思います。

それから、具体的なことに、薬物等の依存症への取組の御報告もありました。刑務所受刑者のうち、覚醒剤の人たちは4分の1を占めるという社会状況になってきているわけですが、先ほど冒頭に申し上げたとおり、保護観察所や私ども更生保護施設なりに依存回復支援として行っている取組が終わった後、地域での彼らのよりどころとなる浅瀬が、地域の中に幾つもあるといいと思います。

私どもも、本日御出席の埼玉県の精神医療センターの和田先生にもいろいろ御助言をいただきながら検討していますが、特に夜間のよりどころ、浅瀬は、そういった地域回復支援のよりどころもこれから必要なのではないかと考えております。

私どもも、そういう意味でできることを、更生保護施設として検討していきたいと思っております。ところでございますけれども、国全体、自治体の取組として今後、出所者も含めて、依存症の人たちのよりどころを広げていただくこと、どこかにいつも浅瀬があるということ、特に夜でも行ける浅瀬があるということが必要になってくるのではないかと考えています。

それから、最後に一つ、世論調査の御報告が法務省からありましたが、これは、前から私どもの中でも言われていることですが、犯罪をした人たちの立ち直りにいろんな社会的な支援、理解が必要だということは、いろんな広報によって、そのように考える方たちは増えてきます。しかし、そういう方たちが増えることで、実態を知り、これはなかなか個人としては取り組めないと、難しいんだということも見えてきます。そのような意味で、一般的な理解が広がるということと、具体的な協力者が増えるということとは必ずしも一致しないんですね。

そういう意味で、やっぱり一般的な理解を広げながら、同時に、いろんな方たちがその立場でできることがあるということ、そのできることを具体的に提示していくという広報も必要なんだろうなと感じています。情報を出していきながら、再犯防止の取組に入ってきていただける具体的な情報も出すということも広報や具体的な取組の中で御検討いただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

○堂本委員 よろしいですか。堂本でございます。

私も、今、清水委員おっしゃったのと同じく、現場、地元でいろいろ感じるところが多くございますが、法務省、それから特に関係省庁の皆様の御努力に、最初に敬意を表したいと思います。

これがスタートだけではなくて、持続することが大事だと思うので、そこがとても心配はあります。

私は、資料9のところに1枚、紙を入れさせていただいているので、3分では話し切れないので、紙を見ていただきたいと思います。

1番目はですね、まず、その更生支援ということなんです。更生保護は更生保護法があり、更生保護の政策がいろいろ展開されておりますけれども、先ほど御紹介いただいたように、私は明石市の条例作りの検討会に4回参加させていただきました。そこで問題になった

のが、更生支援です。

更生支援というのは、更生保護の領域よりももっと広いと申しますか、それを規定する法律はありませんけれども、共生のまちづくりの一環として、自治体、関係機関、市民、それからNPOなどの民間支援団体、そういうあらゆるところが主体となって、それぞれの役割を果たし、連携協力の下に市民の中で犯罪者、あるいはその被害者を生まないように、地域社会を構成していくという考え方で、明石市は3年ほど前から実施していました。

したがって、再犯防止推進法に即した条例を作るのはもちろんですが、それより前に、自分たちがやってきた更生支援、地域として、全体として、全ての市民を対象とした考え方を取り入れた条例にしたいという議論がございました。

そういうことで、私もこの検討会が9回開かれている中で、そういった議論も本当は必要だったのだと非常に感じたわけです。やはり再犯防止というと、対象者が犯罪を犯した者「等」の「等」の中にいろいろ入るかもしれませんが、その対象者だけでは全ての市民の協力・理解が得にくいという議論が、弁護士や他の方々からもたくさん出たわけです。

「ああ、そうか。」と思ひまして、やはりそれぞれの地方自治体が、その地域独自で、今までもしくはこれからの努力に当たって、この機会に、再犯防止と同時に、更生支援にも目を向けてもらえたら非常にうれしいと思ひました。

先ほど矯正局から御説明があったと思ひますが、更生支援企画課というのが全国8ブロックに作られて、そこが自治体との連携を取るというところで、かすかに国の方でもそのような御努力が行われつつあるように感じもいたしますが、やはりここは、積極的に、再犯防止と同時に犯罪防止ということについても、更生支援という考え方をもう少し普及していただきたい。これがもっと早い時期に気がつけば良かったということに対して、ある種の反省と後悔として、第1のお願いでございます。

2番目は、在所中から社会に出ていくまで、一貫した様々な事業の展開ということこれまでとても大事なこととして議論してきたわけですが、そこでもって、資料の(1)で書かせていただいたとおり、刑務所の中から出所後の支援につなげるための体制をどのようにして強化するのかということなのですが、実際に再犯防止推進法が地方に下りて、私がいる千葉県でも今、具体的に検討会が開かれておりますが、そういったところでやはり一番忙しい思いをしてらっしゃるのは、どうも保護観察所のような気がいたします。

結局、どんどんどんどんそういった動きが出ていくのですが、保護観察官がやっぱり足りないのではないかとことを思っています。本日、保護局はそういうことをおっしゃいませんでしたし、私もあまり専門家ではなく、数字を細かく持っているわけではありませんが、この際、国に対して是非申し上げたいと思つたことは、再犯防止推進計画を法律と計画から実行するのであれば、そこに対する体制を国として整えなければなりません。、そうしなければ、保護観察官がとても忙しい思いをします。

特に、一貫した形でやるためには、保護観察官が刑務所に入って、ハローワークももちろんですが、それだけではなく、保護観察官が刑務所にいる間に、その人と面接をするということが必要です。全国の10か所の刑務所でもうやっておられるということですが、それではとても足りないことであると思ひます。全ての刑務所で面接をやるためには、やはりとても今の人員では足りないのではないかと、そのことを強く申し上げたいと思ひます。

そのことによって、就業だけではなく、出所後の住居といった生活体制を整えるというこ

と、仮釈放を増やしたり、満期出所した人への支援につなげるということも可能になるのではないかとということで、この点についても、とても強く訴えたいと思います。

それから、就労支援ですが、やはり出所後の社会的な自立がとても大事だということです。資料に書きましたように、就労の継続を支援することを通じて、社会的に自立させるということ、それも矯正ではなくて、保護の関係者がその仕事をなさるわけでございます。例えば、コレワークも新しくスタートしたわけですが、その取組もうまくいかないケースもあるわけですね。しかしながら、それについては矯正施設はもう手が切れているわけなので、苦情は全部保護観察所に来てしまいます。、その中で、保護観察所は報告を受けてはいますが、細かい事情は知らないということで、大変困っておられるようなことも聞こえてまいりました。全国的にそういうことが起こっているようであるということなので、是非矯正局と保護局との間の連携を強くしていただきたいということを訴えたいと思います。

今までは、むしろ関係省庁との連携が大事だということばかりを言ってきましたが、宮田先生も資料で書いていらっしゃるようですが、やはり法務省内での連携がとても大事なのではないかと、そして、同じ法務省の中ですから、それは可能なのではないかと思います。

3番目に書きましたのは、関係省庁との連携についてです。これは千葉県での検討会で問題になっていることなのですが、例えば高齢者の施設や障害者の施設で受入れがないような人がいた場合に、住むところや収容するところがないということです。

まず、そうすると、更生保護施設にいられるのは3か月や6か月ですから、とても期間的に短く、先ほど小畑委員からもお話がありましたように、更生保護施設にいられるのが本当に1年、2年となるのかについては、とても難しいような気がいたします。そういった場合に、そういう人を専門とする福祉行政や、何か踏み込んだ施設をもし作るとすれば、やはりそういった地方自治体を国として支援する必要があるのではないかと思います。法務行政、更生行政、厚生労働省とのちょうどはさまに落ちてしまう人たちについてどうしていくかということが今、地方では問題になっております。

3番目のDVのことは、以前にもお願いしたので、時間を省きます。先ほど警察庁から、ストーカーのことについて説明がございましたけれども、同じように、DVはストーカーよりもはるかに数が多いのに、この再犯防止推進計画に入っておりません。これは是非入れていただきたいというお願いです。

そして、薬物依存に関しては、先ほど御説明がございましたように、札幌刑務支所において、実際に女子刑務所の薬物回復に重点を置いたモデル事業に、既に取りかかっておられます。私もこの間、札幌まで行ってまいりましたが、計画に盛り込まれたことが早速実施されているということについて、とてもうれしく思いますし、これが1か所で進むのではなくて、全国に波及することを願ってやみません。

そして、厚生労働省でも本当にいろいろ努力をされ始めていること、うれしく思っています。先ほどの御説明で、回復・治療プログラムを実施する施設がない都道府県が圧倒的に多いということを見せていただいた中で、日本は諸外国に比べてこの領域では本当に遅れているので、依存症対策は薬物だけでは不足していると思いますが、これから依存症対策というものが国としてとても大きな課題なのだということを改めて認識しております。是非とも厚生労働省にはこれからも御努力をお願いしたいと思います。

長い時間になりました。ありがとうございました。

○永見委員 それでは、保護司の立場から、再犯防止推進法ができた後の経緯、それと保護司及び保護司組織としてどのように取り組んできたかについて発表させていただきます。

お手元に「再犯防止推進計画の実現に向けた保護司、保護司組織の役割」ということで資料をお配りしてございますが、これは昨年の12月に立教大学で行われました日本更生保護学会7回目の会合で、このテーマで報告をして欲しいという話になりまして、私は本日は全保連の立場で出席をさせていただいておりますが、本籍は東京ですので、東京の立場で話をさせていただきました。それ以外に、長野県、岐阜県、北海道の旭川市の方の発表もございました。

私は、平成28年12月に制定、施行されたこの再犯の防止等の推進に関する法律は、すばらしい画期的な法律だったと思います。そして、平成29年12月に、私どもも参加して、再犯防止推進計画が作られ、閣議決定もされました。この法律の一番大事なところは、やはり国がこういう計画を推進すると同時に、地方公共団体もそれぞれこの法律を勘案し、計画を作っていくという責務を負うということが決められたことだったと思います。

それで、私は、東京都のその後の動きについて、資料に載せてあるような流れで取り組んできたということを報告させていただきました。

まず、東京都ですが、窓口が青少年・治安対策本部総合対策部安全・安心まちづくり課ということになりました。そして、平成29年の8月から5回にわたって、東京都、更生保護関係、観察所がいろいろと企画していただき、このような勉強会を開催いたしました。まずは、理解していただくことということでございます。

それと同時に、葛飾区、足立区、練馬区に対しても、それぞれ各地区の保護司会と連携して説明会を行いました。

それと併せて、東京には東京首長・議員保護司の会という会がございます。首長としましては大田区の松原区長、それから多摩地区で7名の首長がいらっしゃいますし、都議会議員では11名ぐらい、それ以外に全員で130名ほどの議員の方々の方でございます。その方々に対しまして、保護司会として、このようなことで再犯防止推進計画の策定について支援して欲しいということで要望書を出しました。

①から③までありますけれども、後で御覧いただきたいと思います。

それに対しまして、東京都としては、再犯防止施策として、高齢者万引き相談を昨年の6月に実施していただきました。

また、平成30年7月に東京都において、東京都再犯防止推進計画検討会を立ち上げてくれました。そのメンバーはここに書いてありますけれども、宮田先生もこの第2回には出席をされ、弁護士としての意見を述べられていたと思います。第1回目が保護司、更生保護女性会、それから3回目は更生保護施設、就労支援関係の意見をいただきながら、検討会が開催されました。

保護司会からの要望事項は、その①、②、③に書かれている内容でございます。

それと、昨年の8月には「社会を明るくする運動」というものが全国で行われておりますが、東京都の推進委員会の主催で、大田区において東京都再犯防止シンポジウムを開催いたしました。

それと、東京都の保護司会連合会では年4回ほど、全33地区の代表者が集まって理事会を開いておりますが、その場において各地区の取組状況がどうなっているのかということに

ついて発表、意見交換いたしました。

その後、12月にもう一度、首長と議員保護司の会の総会が開かれましたので、その場に私たち保護司ももちろん参加した中、東京都の担当者が出席して、都としての進捗状況について説明いただきました。

それを受けて、都では、今、検討を進めていて、間もなく都としての案が出るような状況に至っていると思います。

それと別に、区市町村の方ですが、千代田区では、1月に早々といいましょうか、千代田区再犯防止推進計画の案を出しました。パブリックコメントももう終わっておりまして、間もなく案として正式なものが出るというような流れになっております。

以上のように、私たち保護司、それから保護司組織もこの再犯防止の実現に向けて、いろんな自治体等に働き掛けながら、何とか努力していきたいと思っております。

以上です。

○野口委員 このたび、政府の取組が再犯防止推進白書という形で刊行される運びとなりまして、報告書の作成に関わられました関係者の皆様の御苦労に感謝を申し上げます。特に、今回、就労支援を特集として取り上げていただき、大変有り難く感じております。

私たち協力雇用主というのは、労働の提供によって賃金を払うということではなくて、その方々の人権を守り、さらには更生の支援をするという大きな役割があります。しかしながら、まだ協力雇用主の活動は広く社会に知られてないと感じておりますので、この白書でもって紹介していただき、協力雇用主がどのような気持ちで犯罪や非行した人たちの社会復帰に寄り添っているかということ、社会に発信することができること、感謝をいたしております。

法務省では、平成30年を再犯防止推進計画元年とし、積極的なスタートを切ったと聞いております。その取組の中で協力雇用主についても活発に広報をしていただき、それを御覧になられた方もいらっしゃるかと思います。昨年の7月には、全国の新聞に協力雇用主の広告を掲載していただきました。私の地元の北九州市の新聞でも広告を目にすることができ、まさに再犯防止推進計画元年に並んでの取組だと感激しました。これを本日持ってきました。

さらには、政府広報として、協力雇用主の広報用番組も作らせていただきました。私も出演させていただきました。上川前法務大臣やタレントの杉本彩さん、渡辺真理さんと対談をさせていただく機会を持ちました。このような取組のおかげで、協力雇用主の登録数も伸びております。2万2,000社を超えておりますが、引き続き、政府の目標となっている実際に出所者を雇用している協力雇用主の数についても、増加させることができるよう、取り組んでいただきたいと思います。

先ほどから各省庁からの御発言をいただきましたが、そのほとんどから再犯防止については雇用、住居の確保、雇用がとても大事であるという発言が出ていました。そこに加えて、この機会に是非政府の皆さんにお願いしたいことを申し上げたいと思います。

それは、せっかく仕事に就いても、すぐに辞めてしまう人が多いことであります。これは、いまだ大きな課題であると私は感じておりますが、特に就労経験の余りない少年ですね。私のところでも、7年6か月矯正施設に入退院を繰り返して、矯正施設は無菌状態ですが、やはり社会に出てみると、そこになかなかなじめないといったように、いろんな者を見ています。

本日は時間がありませんので、体験談は止めますけれども、特に就労経験の余りない少年、それから、労働意欲のない人や能力的に低い人、先ほどもありましたが、知的障害、発達障害、年長者、薬物依存症といろんな形ではありますが、そういう形を、私たちは縦割りではなく、その人が今いて、どうやって皆さんが支えたらいいかということが、大事なことなのではないかと思えます。

それと、堂本委員がおっしゃいましたが、この仕事を続けていけるように、国からサポートや継続的な支援をしていただければ、私たち協力雇用主としても非常に安心です。というのは、私の住んでいる福岡県には舞鶴というところに福岡保護観察所があります。その支所として北九州支部があります。私は、しょっちゅう出入りをしておりますが、保護観察官の方を見ていると、50から100近くの対象者を持ち、電話をしたり、面会をしたり、そしてそういう対象者に会いに行く、という保護観察官が、対象者の就労した先にまで目が届かないというのが大きな問題であります。

私は、そういう方たちが協力雇用主や国の援助を通じて、せっかく就職につながったからこそ、協力雇用主も、やはり1年だけと言わないで、そこでずっと立ち直って、長く会社に勤めてもらいたいと協力雇用主はみんな思っているんですね。また、保護司の先生と協力しながら、環境調整もやっていただくのですが、私は支援員が少な過ぎると思えます。

それで、堂本先生がおっしゃったのにも同感ですけれども、保護観察官の数をもう少し増やし、私たちのような民間人では、対象者の生活の奥まで立ち入ることはできませんが、保護観察官は対象者の生い立ち等についても知っているわけですから、私たちにその視点から教えていただくという面で、とても大事なことなので、その点をどうかお願いをしたいと思っております。

そこで、再犯防止推進白書の25ページに掲載されております法務省の更生保護就労支援事業について、全国に広げていくとともに、現在の就職の支援だけではなく、就職した後に、事業所の支援員が定期的に協力雇用主や対象者のところに来てくださり、相談や助言などの支援を行うことにしていただければ、仕事も長続きし、彼らの自立や社会復帰につながることを期待できると思えます。

最後になりましたが、再犯防止推進計画に協力雇用主に関する点が盛り込まれていたおかげで、協力雇用主の活動が安全な社会の実現に貢献していると評価され、昨年の秋、協力雇用主として初めて、2社が藍綬褒章の受章をいただきました。そういうことは、私たち協力雇用主にとって非常に大きな励みになります。本当にありがとうございました。

せっかくの機会なので、本日、私は就労支援体験者の声や再犯防止に関する事例を集めてきました。例えば、福岡県が県下で法務省の就労支援事業者機構に依頼して、県の予算でもって事業をやっているものです。これは何をいうかという、本日は国の話ではありますが、再犯防止には、やはり地域ごとの特色があつていいと思うんですね。

これは何かといたら、また、仕事がない無職少年の中には、非行に走るおそれのあるぐ犯少年もおり、そういった少年を対象にしております。もちろん、この中には少年院を出た子もいますが、この中で、保護司の先生がその支援員を担っており、少年を協力雇用主へ送り出すというものです。協力雇用主というのは、罪を犯した人や保護観察の対象者を雇用しているということだけではなく、北九州市も福岡市も、生活困窮者の家庭や生活保護受給者、無職の人に仕事をさせるという取組をしていますので、今後ますます、私たちの出番は大き

くなると思います。

私はそれぞれで連携して、大いに取り組んでいくべきだと思っております。よろしく願います。

○宮田委員 恒例のとおり意見書を出しておりますので、話す時間は3分でまとめたいと思います。特に法務省の方々には、後で読んでいただくと大変有り難く存じます。

意見書にはその他の問題も記載していますが、満期出所者の問題と資金の問題の2点について話します。

満期出所者の半分はネットカフェ難民とホームレスです。そうすると、再犯率が高いのは当たり前で、満期出所者に対する対応をきちんと考えなければ、再犯率の低下はどこかで頭打ちになってしまうでしょう。

特別調整の対象者を早期から見つけ出し、法務省の矯正と保護とがきちんと協力し、厚労省管轄の地域生活定着支援センターとのきちんとした連携関係を作ることが必須です。そうすると、その者は満期出所ではなく、仮釈放にできるかもしれません。

次に、満期出所者に対する情報提供の問題です。

実は平成27年に総務省が勧告を出しています。現在は満期出所者のうち、保護カードを希望している人にだけ渡していますが、勧告では、希望していない人にもどんどん保護カードを渡し、そこに、全国共通の相談電話番号を記載したらいいじゃないかとしています。

是非、これを早期に実施していただき、全国共通の電話番号を作り、満期出所して困った人が相談の電話をかけられる体制を整えていただきたいと思います。また、出所した人が帰っていかうとする場所の各保護観察所や福祉の窓口だけではなく、ホームレスの支援をしている団体、あるいはフードバンクや炊き出しといった民間の力も借りられるような情報提供をして、ホームレスになってしまいそうな人にはその情報によって、盗みをせずに食事が得られる状況を作っていただけたら有り難いと思います。

また、地方更生保護委員会は、仮釈放の決定について非常に受け身的に役割を果たしていますが、保護観察官が所属しているわけですから、こちらの調整機能をもっと強化していくことで、仮釈放にできる者を増やすこともできるのではないかと思います。

それだけでなく、満期出所者に対して、更生緊急保護の支援をもっと強化するべきだと思います。今は、居室が空いているこの更生保護施設に行ってくださいと行って、更生保護施設に丸投げし、あるいは、「私はこの地域に親戚がいます」といわれれば、「じゃあ、交通費をあげるから帰ってください」というように、お金をあげておしまいです。これではいけないと思います。

更生緊急保護で助けを求めてきた人に対して、居場所の確保ももちろんですが、就労の支援は極めて重要です。

更生緊急保護で助けを求めてきた人に対して、埼玉県では、先ほどお話になった清水先生の清心寮に就労支援機構が在駐しています。他の地域でも、就労支援機構の機能を強化して、満期出所者に対する就労支援にも、もっと手を伸べられるようにすることが必要ではないかと思います。

あるいは、刑務所の中では特別調整や任意調整から漏れたけれども、やっぱり福祉を受けたいという人が更生緊急保護を求めてくるかもしれません。こういう人たちに対して、保護観察所がもっと相談に乗ることができる体制を整える。例えば、地域の機関である、基幹相

談センターや地域包括センターとの関係を密にして、せめて、福祉の相談機関まで対象者を連れていけるようになればいいなと思います。

更に、保護司の活用です。

保護観察所から、「地域の良き隣人として対象者に接して下さい。だから、あなたたちは地域のおじさん、おばさんでいいんです」と、私たちは言われて保護司になりました。そうすると、地域のおじさん、おばさんですから、保護観察期間が終わっても、悩みがあれば相談に来る方がいらっしやるわけです。そうなったときに、もう保護観察の対象じゃないので、支援の必要はありませんと言って追い返すということではできないし、それはしてはならないことだと思っています。満期出所者の問題についていえば、保護司が対象者に事前に相談に乗るなどして帰住先調整をしても満期出所になる人などがいます。しかしながら、保護司の保護観察期間以外に相談や同行支援等の活動をして、全くの手弁当です。このような活動に対して、例えば、保護観察官がスーパーバイズをするような相談体制や金銭的な支援を、是非お考えいただけると有り難いと思います。

2つ目の資金援助の問題です。

保護司に支弁される手当は、不十分極まりないですし、弁護士や福祉職の、いわゆる「更生支援計画」を立てて支援するという活動に対しても、国からの資金援助は全くない状態でやっています。

法務省は、社会復帰支援をやっている人たちのために、頑張って予算を取ってきてください。それでも、法務省だけではお金が集め切れない問題については、広くお金を集める方法を考えて欲しいと思います。

日本更生保護協会は様々なところから助成を受けていますが、結局、そこへの寄附金は、保護司や更生保護女性会といった身内から集めたお金が非常に多い。何で、外に対してもっとお金を集めに行かないのかと思います。財界の方、あるいは法務省はすぐ隣に同じ法曹である弁護士がいるのですから、そうしたところに奉加帳を回すことなど考えないのでしょうか。

それから、広くお金を集めるという方法として、最近ではクラウドファンディングという手法があります。

内閣府のホームページには、「子供の未来応援基金」が紹介されています。クラウドファンディングでお金を集めるだけではなく、古本を寄附してもらってその査定額を寄付に充てるなど様々な形により、貧困な子供への支援のため、一人でも多くの国民から協力を得ようとしています。

先ほど清水先生が、国民が更生保護の支援をしようとしても、ハードルが高くて乗ってこれないのではないかとお話されましたが、今月のお小遣いが余ったから、1,000円出して協力してあげる、古本を処分しようと思っていたので役立てて、という人ならいるでしょう。国民から広く協力を集める方法として、クラウドファンディング等の方法は非常に有効ではないかと思っています。

法務省の「10の再犯防止アクション宣言」の中に持続可能な基金の創設をうたっているわけですから、法務省の本来の予算以外のところでやっている事業、例えば更生保護女性会がやっている子供食堂などの広い分野での活動、あるいは小畑先生がお話されたソーシャル・ファームへの資金援助などについては、持続可能な基金を広く国民から集めることにな

じむのではないのでしょうか。

あとは、意見書に譲ります。

○村木委員 村木です。

私からも、短く三つだけ申し上げたいと思います。

まず一つ目は、この再犯防止推進法、それから再犯防止推進計画そのものの肝は、やはり地方自治体をいかに巻き込むかということです。

法務省には非常に御努力をいただいていると思います。県の計画作りも、まだレベルがまちまちですので、ぜひ、これを推進してもらいたい。また市町村の計画についても、市町村のネットワークを生かしながら、計画作りを推進して、この問題に真剣に取り組む自治体を増やしていただきたい。ここは是非力を入れていただきたいと思います。

厚生労働省はかなり経験があると思いますが、結局、各自治体は、ほかの自治体がどのようにやっているかが分かると非常に動きやすくなるというのがあります。清水先生がおっしゃったように、ほかの自治体の情報をきちんと流してやるということが非常に大事になると思いますので、是非そこをお願いをしたいと思います。

それから、二つ目ですが、白書の作りについてです。白書というものは、法律で内容について決められているので、法律を文字どおり読むとこのような白書の作りになりますが、次回から、是非お願いしたいのは、第1部に実情編を入れて欲しいです。問題意識があって、法律ができて、計画ができた、それについて今どうなっているか。今年は1年目なので、法律を作ったり、計画を作ったときから実態はあまり変わってないかもしれませんが、これからは実態が変わっていくので、この問題に関心を持ってくれた人が、大事なポイントになる数字や実態、特に、再犯の人の数や再犯率など、計画を作るときに議論したようなベーシックなデータでいいので、実態がどうなっていて、どう変化しているかというものをきちんと書いて欲しい。

特に、白書の157ページに書かれている指標がどうなったかということを中心に追っかけていくということは非常に大事なことで、それが白書のどこかにきちんと、すぐに分かるように載ってないといけない。5年目経つころになって、「え、この施策ところの指標は進捗率が悪いな」と思って、大慌てでやるのではなくて、毎年この指標の進捗率を見てなければだめだと思うんですね。それを見るということは、この白書のとても重要な役目なので、そういうものをきちんと入れた形で、来年の白書は是非作っていただきたい。これが二つ目です。

それから、三つ目ですが、これ野口先生がおっしゃったこととも関わるんですが、結局、出所した後に、地域で居場所があって、そして働く場、出番があるということが最後一番大事になってくるわけで、そういう意味では、更生支援という言葉は堂本先生がおっしゃいましたが、この会合自体、あるいは再犯防止自体が、やはり広い視野を持っておくということが必要だと思います。

刑務所に入った人は悪い人ではなくて、困難がたくさん重なった中で、逃げ場や結果としての犯罪ということが非常に多いということです。それが分かって、息の長い支援をしようということがこの法律や計画の一番大事なことです。特にすぐ思い付くものとして、関連の深い分野が三つある。一つは厚生労働省がやっている困窮者支援、それから地域共生作り、社会作りみたいなもの、それから本日お話が出た国土交通省がやっておられる居住支援、そ

れからもう一つは、農林水産省でお話が出た農福ですね。これは、みんなハンディがある人の仕事、居住や暮らし等をどう支えるかという法律です。こういう法律がきちんと機能することが結局、刑務所を出た人の支援になるということです。こういう非常に重要な法律は、この会議でもよく動きを見て、理解を深めて、この法律が使えるのではないかと、あるいは国土交通省がやっている今度の居住支援に、法務省としては何か協力できることがあるのではないかと、農福に対して何かできるのではないかと等、法務省側も意識を持つということが大事なので、そういう困っている人への対策と言われるようなものやそこに関連の深い分野について、お互いに広い視野で見ながら、こういうところへ情報がよく上がってくるようなことをやっていただけたらと思います。

以上です。

○和田委員 和田でございます。

私は、いわゆる薬物依存症を中心に、再犯防止推進計画に関わらせていただいておりますが、この計画全体を見ますと、施策番号でいえば115施策あり、なかなかいろんな分野にわたって、本当に皆さん頑張られているなというのが、率直な気持ちです。

その中で、薬物依存症を中心に少し話をさせていただきますと、厚生労働省から話がありました。やはり依存症の専門医療機関や依存症治療拠点機関、あるいは相談拠点について、地域格差が相当ありまして、いまだに全国満遍なく設置されているわけではないという現実がどうしてもあります。これがどうしてもなかなかうまくいかないのかということ、もう一回考え直してみるというということが、どうしてもやはり必要なのかなという気がします。

そもそもこの相談機関についていいますと、再犯の問題以前に、そもそも薬物依存症がいろんな意味で国家的に何とかしなければならぬと言われていたとき、厚生労働省が最初に打ち出したのは、各都道府県のどの精神保健福祉センターにも相談員を置くんだという政策を打ち出した時期があったと思います。

そもそもそれが出発で、薬物依存症対策が厚生労働省の中で大きく動いてきたのだと思っておりますが、もう一度、その考えに立ち戻っていただいて、やはり全ての精神保健福祉センターには相談員はいるんだということを目指すことが一番重要ではないかと思えます。

残念ながら、この薬物依存症の問題になりますと、民間からのお金はほとんど出ません。これは、今までの我々の経験です。しかし、社会安全にとっては非常に重要なことです。やはりこれは公的な税金をいかに有効に使うか、税金こそが守ってくれる分野だと、私はそういう気がします。そういうことに立ち返って、全ての都道府県の精神保健福祉センターには相談員がいるということを目指すということを検討していただければという気がします。

それから、もう一つはですね、これは何人かの先生方も言われていることであり、私自身も最初から言わせていただいていることですが、1次産業の活用についてです。いわゆる農福という言葉も先ほど出ましたが、農林水産というまさに1次産業です。

薬物の世界でも、あるダルクは実際に農業をやっております。これは、やはり農業の良さがあり、どうしても就労というと、時代とともにどんどん3次産業に近いところへと人々の関心が行ってしまいますが、全ての人が3次産業に向いているわけでもありませんし、基本的にはやはり物を作るいうところというのは、やはり人間活動の基本なのではないかと思うこともあります。

そういう意味では、日本社会はどんどんどんどんそういうところが弱くなっている。それ

と同時に、高齢化というものがそこに絡んでくると、そういうところに新しい労働力を導入していく上での一つの流れなのかもしれませんが、やはりそういうところに適性を持ってらっしゃる方も少なくないということは、薬物依存症者を見ながら思っております。

そういうことで、ソーシャルビジネスという話も出ましたが、第1次産業との連携をどうやっていくかということも少し検討していただければというのが私の意見です。

以上です。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 先生方、どうもありがとうございました。十分な時間をお取りすることができずに、本当に申し訳ございませんでした。

本日いただいた貴重な御意見を踏まえまして、法務省の関係局部課はもとより、関係省庁や民間協力者の皆様ともしっかり連携して、各施策の効果的な実施に努めてまいりたいと存じます。

なお、永見委員におかれましては、本年、保護司を御退任予定と伺っておりまして、本検討会への御参加が今回で最後とお聞きしております。永見委員には、推進計画案の検討の段階から本検討会に至るまで、保護司のお立場から大変貴重な御意見をいただきましたこと、この場を借りて、厚く御礼を申し上げます。

さて、来年度以降の本検討会の予定でございますが、今後も定期的を開催させていただき、再犯防止推進計画に基づく取組の進捗状況等について関係省庁から御報告をさせていただき、有識者の先生方から御指導をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、皆様御多忙の中、本検討会に御出席を賜り、本当にありがとうございました。今後とも、再犯防止施策の推進に当たり、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、以上をもちまして、本日の再犯防止推進計画等検討会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

以上